

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第十二号

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の重要な財産を定める条例

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十四条第一項の規定により、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館が譲渡し、又は担保に供しようとするときに知事の認可を受けなければならない重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとするときにあっては、その適正な見積価額）が七千万円以上の不動産（信託に係るものを除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行する。